報告事項 ソ

教員免許更新手続について

教員免許更新手続について、別紙のとおり報告します。

平成24年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 横 濵 純 一

免許更新制(平成21年4月~)導入後、2年目の修了確認期限(平成24年3月31日)を迎えるにあたり、申請締め切り後(平成24年1月31日)の状況を報告するもの。

- 1 今年度中に更新が必要な者
 - (1)現職教員(教諭、養護教諭、講師)のうち、以下の生年月日の者
 - ·昭和31年4月2日~昭和32年4月1日
 - ·昭和41年4月2日~昭和42年4月1日
 - ·昭和51年4月2日~昭和52年4月1日
 - (2)現職教員(教諭、養護教諭、講師)のうち、以下の生年月日の者で修了確認期限を平成24年3月31までの時期に延期した者
 - ·昭和30年4月2日~昭和31年4月1日
 - ·昭和40年4月2日~昭和41年4月1日
 - ·昭和50年4月2日~昭和51年4月1日
- 2 更新手続の種類
 - (1)更新講習修了確認
 - ・大学等において30時間の講習の課程修了
 - ・次の修了確認期限(10年後)まで持っている全ての教員免許状が有効
 - (2)免除
 - ・教員を指導する立場にある者や優秀教員表彰者など一定の条件を満たす者
 - (3)延期
 - ・産育休や教員免許を取得して10年未満といったやむを得ない事由により更新講習の課程を修了できないと認められるとき
- 3 公立学校等における更新手続の状況

	区分	申請済(1)	未申請(2)	合計		区分	申請済
	小学校	236	1	237	華	小学校	16
本務	中学校	107	0	107	講師等	中学校	8
	高等学校	95	0	95		高等学校	7
	特別支援学校	50	0	50		特別支援学校	9
者	計	488	1	489		計	40
	公立幼稚園	0	0	0			,
	事務局	15	0	15			

- (1)申請済は更新講習修了確認及び免除の手続を行った者の合計である
- (2)未申請者は退職予定者であり、退職後教壇に立つ予定がないため、更新を希望していない者である
- 4 今年度に行った更新手続に係る周知等

年月日	周知の方法
平成23年7月7日	「教員免許更新のお知らせチラシ 」を作成し、ホームページや市町村教委を通じ て全校に送付
平成23年11月10日	教員免許更新制の申請手続にかかる周知について(通知) 【概要】 ・修了確認申請の受付期間・延期申請・免除申請対象者について周知
平成23年11月14日	「教員免許更新のお知らせチラシ 」を作成し、ホームページや市町村教委を通じて全校に送付

5 免許状が失効した場合の取扱は以下のとおり(平成22.11.11文科省通知)

校種	免許状の失効に伴う身分上の効果		
公立学校	・教育職員を失職する ・地方公務員としての身分も喪失する		
国立学校 及び 私立学校	・教育職員として勤務し続けることはできない ・ただし、免許状の失効により、所属法人の「職員」としての身分を引き続き有す ることとなるかどうかは、各雇用者との個別の雇用契約や就業規則に照らして判断 されることになる。		